

マクロ的視点からみるセラピューティックレクリエーション ～玄倉川事故の教訓から生まれた啓発活動を中心に～

鈴木 英 悟 (東海大学非常勤講師)

キーワード：セラピューティックレクリエーション、玄倉川水難事故、啓発活動、モラルとマナー、自然公物の自由使用、義務としての自己責任

1 はじめに

近年、技術の進歩はめざましく、現代人の生活はより快適なものとなってきた。しかし、物質的な豊かさと便利さは、他方では生活環境の悪化を招くとともに、生活様式も変化し、労働によるストレスや運動不足⁽⁷⁾などをもたらしている。このような現代に生きる人々にとって野外活動は、人間らしさを取り戻してくれる場として注目され、余暇時間の増加にも伴い、多くの人々が自然の中で活動を行っている。しかしこれらの活動をする人々が時には野外活動のルールを逸脱し、マナーの欠如から自然環境の悪化を招くだけでなく、尊い人命さえも失う事故をひきおこしている。余暇における野外活動を含む諸活動は自由裁量で行われるものであるから、誰に強制され行うものではない。だからといって“何でも自由に活動する”ことを許されている訳でもない。その活動を行う個人々人に対し、自然公物の「権利としての自由使用」と、活動に対する「義務としての自己責任」があることを認識しなければならない。そのためには、強制的あるいは、活動自体の自由を束縛する形の指導ではなく、自然な形⁽¹⁰⁾⁽¹²⁾(=さりげない支援⁽⁹⁾による活動形態)を保持しつつ、ルールやマナー、そしてモラルを正していくこと、即ち、温かい心ある啓発活動⁽⁸⁾が必要である。そこで神奈川県野外活動協会 (Outdoor and Nature Related Activity Association = ONRAA-K、会員数約 2000 名) は、2000 年 7 月 26 日から 8 月 14 日⁽⁹⁾の 20 日間、玄倉川水難事故現場付近にテントを張り、河川敷を利用するキャンプなどに活動の楽しさを伝えると共に事故を防止し、ルールを守ることやマナーの向上をはかることを目的として啓発活動^(B)を行った。この玄倉川での啓発活動は、マクロな視点からみたセラ

ピューティックレクリエーション⁽¹⁾⁽³⁾ (Therapeutic Recreation 以下「TR」と略す。の事例であるといえる。なぜなら、ある種、ある段階の課題が生じたとき、その解決に向けての手段的手法としてレクリエーションを選択すれば TR といえるからである。勿論、レクリエーションサービスには、1961 年の全米医師会によるレクリエーションの効果⁽²⁾に関するステートメントの中で、その明確な効果が顕在していることが明らかになっている。

2 研究の目的

本研究は、余暇活動の中で起こった玄倉川の水難事故⁽¹³⁾⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾を事例とし、事故の教訓から生まれた啓発活動を TR の視点から捉え、活動を上から指導するのではなく、横から自然な形で“さりげない支援による具体的な行動の変容”を求め、結果としてルールやマナー、そしてモラルを正していくこと、即ち TR を狭義に囲い込むことなく、啓発活動の展開を広義に扱い、社会的現象に対する課題解決と捉え、マクロ的視点から TR を捉えることを目的とするものである。

3 研究の方法

本研究は、以下に記す、(A) から (C) の 3 領域からなり、それらは文末に掲載した文献 (1～18) による研究 (A) を主体とし、その補完として玄倉川水難事故現場において展開された実際の啓発活動 (その内容は、“はじめに”において (B) として既述) と共にアンケート調査 (C) の分析による。

上記の (C) としてのアンケート調査：
 調査対象 山北町玄倉川河川敷においてキャンプ (活動) を試みた 60 名
 調査方法 質問紙による無記名アンケート
 調査期間 事故後丸一年にあたる日の直前 2 日間 (2000 年 8 月 10 日～2000 年 8 月 11 日)
 調査内容 「昨年玄倉川の事故を覚えているか」、「自分なりの安全対策を

しているか」、「玄倉川水難事故からの教訓はどのようなことか」、「野外活動のマナーについて気を付けておくことはどのようなことか」等の9項目の質問項目からなる。

このアンケートは、NHK 首都圏ニュース(8月12日夕)及びNHK おはようニッポン(8月13日朝)による放送との連携を図ったものである。また質問紙については発表当日に資料としてその詳細を報告する。

4 啓発活動からの分析及び考察

(1) 玄倉川水難事故の教訓による啓発活動の必要性

公共用物たる自然公物の「権利としての自由使用」であるから何をしても良いと言うことではなく、その活動に対する行為に当然「自己責任としての義務」があることの認識を強く持たねばならない。⁽¹⁴⁾ 自己を守るためには、「自分自身がいまだどのような環境下に置かれているのか」を理解し、自然の摂理や現象に対する正しい知識を持つことが必要となる。また、その知識を生かすための能力・技術を自然な形⁽⁹⁾で伝えていくという啓発活動が重要である。

何故、玄倉川水難事故は防げなかったのか⁽¹⁴⁾という問いについての答えは、法的にも事故を回避する手立てに対する限界があったからである。なぜなら、河川敷は、「公共用物」たる自然公物であるため、原則として自由使用である⁽¹⁴⁾からだ。

諸外国では様々な制度の中で、野外活動における安全に対する対策が取られているが、特に、アメリカなどでは国立公園内をレンジャーが常時パトロールし、危険の回避や指導をする役割を果たしながら、野外活動者をサポートする制度が確立されている。日本においても、余暇活動における野外活動に対する指導領域を指導者養成制度⁽⁶⁾に組み込むことや、より専門的な指導者の養成を多角的な視点で推進することや独自の条例の制定や野外活動のルールをキャンパーに明確に示すため、河川敷を登録制⁽¹¹⁾にすることなどである。自然環境の保全という視点からも、ゴミの分別を求める中で、マナーやモラルの向上を進めるといった形態など、多様な啓発活動の組み込みが必要なのである。これらの役割を担うマンパワーとして

の野外活動推進員⁽⁹⁾の制度化なども解決策への道となり得ると考える。

(2) アンケート調査の結果⁽¹¹⁾から学ぶ啓発活動の必要性

共同研究「余暇教育学の視点から捉える啓発活動～玄倉川水難事故後の野外活動に対する啓発活動を中心に～」⁽¹⁷⁾における必要性和共に、NHKの番組における啓発活動の実体活動の報道として必要となる内容をアンケートにより求めるものとして、調査(9項目)を共同制作する形態をとり、その実施は神奈川県野外活動協会が行なった。アンケート結果によると、「玄倉川キャンプ事故を覚えているか」の問いについて17%(10人)が「いいえ」と答えた。「自分なりの安全対策をしているか」の問いに対しては、63%(38人)が「はい」と答えたものの、「避難ルートを確保しているか」については、53%(32人)が「していない」との回答を残し、「非常時の連絡手段の確保」に対しても55%(33人)が「していない」と回答していることから、約半数の人が目前に危険が迫った時の対応策を考えていなかったことが明らかとなった。

「事故から得た教訓」(記述式回答)に対しては、「危険な場所には入らない」、「自然の力を甘く見ない」、「水には気をつける」、「周囲の状況をしっかり聞く」、「川で雨が降ったら気をつける」、「警報が鳴ったら逃げる」などがあげられ、具体的な対策についての回答が得られなかった。また「野外活動のマナーについて気を付けておきたいと思うことはどのようなことか」の問いについて、「ゴミを持ち帰る・ポイ捨てをしない」などゴミに関する回答が(35人)58%と最も高く、次に「自然を汚さない・壊さない・傷つけない」など自然環境を守ることにに関する回答が16人(27%)であった。しかし、野外活動のなかでの行動についての回答は、12人(20%)と最も低く回答の内容は、「他人に迷惑をかけない・勝手な行動をとらない・無理なことはしない」であった。

「これらの調査結果の上で、何をしなければならぬのかと問われれば、引き続き野外活動の啓発活動をしていながら、野外活動の活動形態についても理解をすすめていかなければならない。野

外活動の形態は、玄倉川水難事故や谷川岳湯桧曾川鉄砲水の問題も学校教育活動や青少年活動ではなく、余暇活動で行なわれている諸活動のなかで起こったものであり、余暇活動は、特におもしろいことや楽しいことを中心に、自由に選択し自己決定して行なう活動であることから、他に目的を持った手段的な活動ではなく、その活動自体が目的である。それだけに時として自身の能力や範囲を超えた活動となり、一方では、事故やケガを多く経験するという領域に入ってくる。余暇活動における危機管理は、それを誰かがしてくれるのではなく、自分自身でしなくてはならない。これが自由使用と自己責任の原点である。」⁽⁹⁾

玄倉川水難事故の教訓を生かす⁽¹¹⁾⁽¹⁴⁾ことなく、同じ条件や環境での活動が重なれば、再び同じ水難事故を起こすことが考えられる。従って、自然への正しい認識を持ち、関係機関の指示に従うことは勿論⁽¹⁰⁾、増水などが予想される場合は、即座にその場を撤収する確かな判断が必要となる。

5 まとめ

余暇における野外活動を含む諸活動は、当然、自由裁量により選択してなされる⁽¹⁴⁾ものであるから、他者から強制的されるものではない。だが上記に示した自然公物の「権利としての自由使用」⁽¹⁴⁾であるからといって何をしても良いと言うことでなく、その活動に対する行為に「義務としての自己責任」⁽¹⁴⁾があることの認識を強く持たなければならない。自己を守るためには、「自分自身が今どのような環境下に置かれているのか」を理解し、自然の摂理や現象に対する正しい知識を持つことが必要となる。また、その知識を生かすための能力・技術を身につけることが重要となってくる。しかしながら余暇における野外活動を含む諸活動を行っているものに対して、強制的に知識や、能力、技術を指導することは余暇の本質⁽⁴⁾から離れてしまうことになり得る。であるからこそ強制的な指導や注意をするのではなく、種々の欲求である楽しみや喜びを含んだ社会的、心理的、身体的価値を喪失することなく、レクリエーション本来⁽⁶⁾の特質、特性、価値を保持しつつ、レクリエーション的に独立できるためのプログラムを展開するというTR⁽¹⁾の視点からみた啓発活動が必要となってくると考えられる。またこの啓発活動によって、自然環境や社会に対するマナーやモラルを一人一人が身につけ、安全対

策に対する正しい知識を習得し、危険を回避する能力や技術の向上につながってくる。またそれが現代の日本社会における日常生活の中でのマナーやモラルを考え直すことになるのである。

「神奈川県山北町の玄倉川水難事故のように、大雨警報等が発表されている気象条件で、かつ上流のダムからの放流を知らせるサイレンが吹鳴していた状況の中で、それでもなお、危険な場所にいること自体問題であるが、危険な場所は広範囲に及び、また時々刻々と変化していくため、すべての場所を把握して、その対応にあたることは、現実的には極めて困難である。事故を二度と繰り返さないためには、行政、消防、警察等の関係機関の連携を強化し、互いに連絡を密にし、早期の避難対策を講じて事故の発生を未然に防ぐことが最も重要である。」⁽⁸⁾

行政や諸機関による制度的な対策は必要であるが、しかし「余暇における諸活動に対する自由選択活動、河川を含めた自由使用など個人の裁量に委ねられる行為について、自己啓発であろうと、癒しや快追求であろうと、主体的に活動しようとするれば、自ずとそこには自主規制的なモラルや道徳的判断、あるいは常識的規範というものが求められる。」⁽⁸⁾

法的知識を含めた余暇における諸活動に対する姿勢や、余暇に関する知識技術はもとより、適切な余暇観の獲得に関わる「余暇教育」⁽¹⁷⁾の必要性と共に「新たな指導者養成」⁽⁶⁾など総体的な啓発活動が必要である。

「現在までの関連した社会活動分野における指導者養成形態は、多くが余暇における諸活動に対する指導ではなく、規定された枠組みの中で、組織された集団(organized group)の活動に対する指導が中心であった。それだけに資格取得した指導者が、ややもするとペーパードライバーのように資格だけを有する形態にとどまったり、また指導母体を有しない根無し草的な意味合いを持って存在してきた。しかしこれからのレジャー・レクリエーションの本質や機能」⁽⁴⁾を考慮した上での指導者養成には、直接関与形態の指導だけではなく、当然余暇におけるアドバイスや支援、援助といった間接関与指導形態も重要になってくる。今後はそれぞれの分野での指導者養成の多寡ではなく、質や形態そのものが問われてくる時代である。

玄倉川水難事故は、余暇における諸活動として、“権利である「自由使用」とそれに伴う“義務

である「自己責任」の理解を確実に深めなければならないことを伝えている。

本来のレクリエーションは目的的で、「単なる遊び Mere play）から創造的な活動（Creative activity）までを含む一連の段階的な広がり（Spectrum）の中にあつて、余暇（レジャー）になされ、自由に選択され、楽しむことそれ自体を目的としてなされる活動（Doing activity）と、歓娛（よろこび楽しむこと）の状態（State of being）」を明確に活用し、TRは当然、手段化したレクリエーションの一つで「レクリエーション的効果と治療・療法・療育の効果を階梯（段階）的に並存させたプログラムであり、そのサービス（提供）」⁽¹⁾を概念とするので、「TRの普及により、レクリエーションそのものの概念理解の修正や福祉レクリエーションなどと領域を曖昧な形態で概念化している手段的レクリエーションの整理にも大いに役立つといえる。」⁽¹⁾

本研究の中心である、マクロ的視点でTRを捉えようとするとき、レクリエーション的効果を“社会的課題や諸問題の治療・療法・療育の効果を”焦点として、階梯（段階）的に並存させたプログラムを展開し、そのサービス（提供）を進めようとするれば、自ずと啓発活動として捉えることができるのである。

玄倉川水難事故の教訓から生まれた啓発活動は、単に玄倉川で起こった事故を特殊な事故として扱うのではなく、現代社会の特徴さえ醸し出している「日本社会の縮図のように映っている」⁽¹⁸⁾と理解すべきである。“何かしら”で病む社会の課題を払拭するためのムーブメントとしての啓発活動は、まさにTRの領域に他ならない。

《《研究主体として用いた文献及び資料（A）》》

- 1) 鈴木秀雄『セラピューティックレクリエーション』不味堂、1995年、p. 48.
- 2) 鈴木秀雄『レクリエーション指導法 その理論と活動 ～レクリエーション的効果と治療的効果の併存を求めて～』誠信書房、1996年、p. 21.
- 3) 鈴木秀雄「身体障害者スポーツ振興に対する今後の取り組みの視点と課題」『関東学院教養論集』第6号1997年1月 pp. 3-15.
- 4) 鈴木秀雄「レジャー機能の拡幅化とレジャー活動の深奥化への試み ～21世紀の超

余暇社会化に向けて～」『関東学院教養論集』第7号、1997年9月、pp. 31-46.

- 5) 鈴木秀雄「エスノリトロジー的な視点で見る日本におけるセラピューティックレクリエーション」『関東学院教養論集』第8号、1998年2月、pp. 63-85.
- 6) 鈴木秀雄「新たなレクリエーション運動に向けての人材育成 ～地域における指導者の活性化のために～」『関東学院教養論集』第9号1999年1月、pp. 1-22.
- 7) 鈴木秀雄「新しい生涯スポーツ論のスコープとシークエンス」『関東学院教養論集』第10号2000年1月、pp. 31-44.
- 8) 鈴木秀雄「余暇における諸活動と法的課題」『ジュリスコンサルタス』第9号、関東学院大学法学研究所2000年3月、pp. 49-74.
- 9) 鈴木秀雄「THE SAFETY」 in yamakita ～野外活動の今までとこれから～」2000年8月14日（基調講演資料）
- 10) 「事故の再発防止 テント張り訴え」『神奈川新聞』2000年7月16日
- 11) 「生かされぬ教訓 玄倉川キャンプ客60人に聞きました」『神奈川新聞』2000年8月30日
- 12) 「現場でルール学んで 自然な形で啓発」『神奈川新聞』2000年7月27日
- 13) 「あの悲鳴忘れない 消防救急隊員ら手記」『朝日新聞』2000年7月28日
- 14) 「玄倉川事故の教訓を生かそう」『朝日新聞』論壇、2000年8月1日
- 15) 「濁流事故から1年玄倉川の教訓」『東京新聞』2000年7月27日
- 16) 「玄倉川の事故から1年安全の町・山北の復活を」『神静民報』2000年8月15日
- 17) 鈴木英悟、鈴木秀雄（共同研究）「余暇教育学の視点から捉える啓発活動 ～玄倉川水難事故後の野外活動に対する啓発活動を中心に～」第30回学会記念大会
- 18) 「悲劇の現場で20日間の野営」『神奈川新聞』朝刊、サンデーブランチ、かながわVIP、日曜版、2000年10月1日（2000年9月26日のイタビュー記事）